

条例改正・契約・同意・報告

●松田町国民健康保険税
条例の一部を改正する条
例

国民健康保険法施行令
の一部を改正する政令の
公布により、国民健康保
険税の課税限度額及び保
険軽減所得の見直しを
するものです。

●工事請負契約の締結に

ついて（平成28・29年度
中河原水源電気設備改修
工事）
平成28・29年度中河原
水源電気設備改修工事の
請負契約を、9752万
4千円で荏原商事株式会
社・荏原川営業所と本契約
するため、議会の議決を
得るものです。

●教育委員会教育長の任
命について

平成28年6月30日付け
で教育委員会教育長が辞
職することに伴い、欠員
が生じるため、次の方が
任命同意されました。
吉田 保夫氏

●平成27年度松田町一般
会計繰越明許費繰越計算
書の報告について

地方創生関連事業、橋
梁寿命化事業、年金生
活者等支援臨時福祉給付
金事業など13事業、1億
1030万4千円を、平
成28年度へ繰越した計算
書が報告されました。

審議の結果

以上、議案4件、同意
1件を審議し、賛成全員
で原案のとおり可決・同
意をし、報告1件を受け
ました。

議会基本条例制定委員会を設置

議会基本条例を制定す
るため、議会基本条例制
定委員会が設置され、次
の6名で構成する委員会
に付託されました。

- 委員長 利根川 茂
- 副委員長 齋藤 永
- 委員 平野由里子
- 委員 南雲まさ子
- 委員 飯田 一
- 委員 小澤 啓司

議会基本条例は、議会
運営の最高規範であり、
開かれた議会を目指して
町民への説明責任を果た
すため、条例を制定する
ものです。

議会では、平成25年12
月に議会基本条例検討委
員会を設置して、条例を
設置した自治体の調査研
究を進めてきました。

TOPICS

移動販売事業 9月の運行開始を目指して準備中

7月19日に町商工振興会（足柄上商工会松田
支部）、ヤオマサ株式会社、社会福祉法人一燈
会が「移動販売事業に関する協定」、町と社会
福祉法人一燈会が「地域見守り活動に関する協
定」を締結しました。8月2日には移動販売車
が納入され、9月の運行開始を目指し移動販売
事業の準備が進んでいます。

移動販売事業は、町商工振興会が総括的な管
理をして、ヤオマサ株式会社が商品を提供し、
社会福祉法人一燈会が移動販売を行う事業主
（ドライバー）となり3者が協力をして実施し
ます。移動販売車の愛称は「くるまつくん」に
決定し、巡回することになります。

なお、移動販売事業については、別途発行さ
れる「広報まつだ」でお知らせします。



8月2日に納入された移動販売車